

政令第三百四十六号

関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令

内閣は、關稅定率法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、及び關係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（關稅法施行令の一部改正）

第一条 關稅法施行令（昭和二十九年政令第一百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（外国貿易船の入港手續）」に改め、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項中「（入港手續）」を削り、「書類」を「事項」に、「記載」を「報告」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「積荷目録」を「積荷に関する事項」に改め、「船舶の名称及び国籍並びに」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号を削り、同項第四号中「旅客氏名表」を「旅客に関する事項」に改め、「船舶の名称及び国籍並びに」を削り、「旅券番号」を「旅券の番号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「乗組員氏名表」を「乗組員に関する事項」に改め、「船舶の名称及び国籍並びに」を削り、同号を同項第三号とし、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 法第十五条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 入港届 船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時

二 船用品目録 船舶の名称及び国籍並びに船用品の品名及び数量

第十二条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第十五条第一項及び第四項（入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその外国貿易船が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までには当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一 積荷に関する事項 その開港に入港する二十四時間前

二 旅客又は乗組員に関する事項 その開港に入港する二時間前

第十三条の見出しを「（外国貿易機の入港手続）」に改め、同条中「第十五条第二項（外国貿易機の入港の手続）」を「第十五条第七項」に、「書類」を「事項」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

第十三条第一号を削り、同条第二号中「積荷目録」を「積荷に関する事項」に改め、「航空機の登録記号及び国籍並びに」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号中「旅客氏名表」を「旅客に関する事項」に改め、「航空機の登録記号及び国籍並びに」を削り、「旅客の氏名」の下に「、国籍、生年月日、性別、旅券の番号」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「乗組員氏名表」を「乗組員に関する事項」に改め、「航空機の登録記号及び国籍並びに」を削り、「旅券番号」を「旅券の番号」に改め、同号を同条第三号とし、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第十五条第七項（入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象又は航空機の重大な損傷

による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第七項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその外国貿易機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までには当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一 積荷に関する事項 その税関空港に入港する三時間前

二 旅客又は乗組員に関する事項 その税関空港に入港する九十分前

第十三条に次の一項を加える。

4 法第十五条第九項に規定する政令で定める事項は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十三条の二中「第十五条第五項（特殊船舶等の入港届）」を「第十五条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）」に、「保安取締」を「保安取締り」に改める。

第十三条の三を削り、第十四条を次のように改める。

（特殊船舶等の入港手続）

第十四条 法第十五条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条の二第一項の規定による報告（船舶に係るものに限る。）は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

3 法第十五条の二第一項の規定による報告（航空機に係るものに限る。）は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離その他の事情を勘案して、その時までに行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

5 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

6 法第十五条の二第三項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国

籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 法第十五条の二第三項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

第十六条第一項中「第十二条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる書類」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、取締役上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの

番号

二 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的

地

三 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

第十六条第二項中「第十三条第二号から第四号までの各号に掲げる書類」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十六条第二項に次の各号を加える。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送

証の番号

二 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最

終目的地

三 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

第十六条第三項を削り、同条第四項中「とん税の納付前に出港する場合の承認及び」を削り、同項を同条第三項とする。

第十六条の二第一項中「第十八条第一項」を「第十八条第一項本文」に改め、「規定する」の下に「政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する」を加え、同項第一号中「発生した傷病者」の下に「又は航行の途中で救助した遭難者」を、「当該傷病者」の下に「又は遭難者」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第十八条第二項に規定する政令で定める事項は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。

3 法第十八条第二項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第一項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行う二十四時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等の場合（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる二時間前（第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める

時までに行えば足りる。

第十六条の二第四項中「第十八条第二項ただし書」を「第十八条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国貿易機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合
で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合

二 救じゆつのために寄贈される給与品のみ積卸しをした後直ちに出港する場合

第十六条の二に次の一項を加える。

6 法第十八条第四項の規定による書面の提出は、積荷に関する事項については同条第三項に規定する乗組員の携帯品、郵便物及び機用品以外の貨物の積卸しを行う三時間前までに、旅客及び乗組員に関する事項については同項に規定する短期出港等（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）の場合に該当しないこととなる九十分前（第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同

条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（特殊船舶等の入出港の簡易手続）

第十六条の三 法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十八条の二第一項に規定する特殊船舶で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を下船させた後直ちに出港する場合

二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合

2 法第十八条の二第二項に規定する政令で定める事項は、船舶の名称、国籍、純トン数、旅客及び乗組

員の数、仕出港並びに入港の日時とする。

3 法第十八条の二第二項の規定による書面の提出は、同条第一項に規定する短期出港等の場合（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる二時間前（第一項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第一項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第十八条の二第三項本文に規定する政令で定めるとき及び同項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十八条の二第三項に規定する特殊航空機で発生した傷病者又は航行の途中で救助した遭難者を緊急に降機させる必要がある場合で、当該傷病者又は遭難者を降機させた後直ちに出港する場合

二 災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動に従事することのみを目的として入港し、当該活動をした後直ちに出港する場合

5 法第十八条の二第四項の規定による届出は、書面でしなければならない。

6 法第十八条の二第四項の規定による書面の提出は、同条第三項に規定する短期出港等の場合（以下この項において単に「短期出港等の場合」という。）に該当しないこととなる九十分前（第四項各号のいずれかに掲げる場合に該当するものとして同条第三項本文の規定の適用を受けて入港した後短期出港等の場合に該当しないこととなる場合にあつては、当該短期出港等の場合に該当しないこととなる時として財務省令で定める時）までに行わなければならない。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

第十八条第一項中「左の各号に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第四号を削り、同項中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 出入しようとする船舶については、イ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

四 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名
四 出入しようとする航空機については、イ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

ロ 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号
第十八条第一項に次の一号を加える。

六 当該不開港において貨物の積卸しをしようとするときは、その貨物に関するイ又はロに掲げるものの区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 船舶 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあつては当該コンテナの番号

ロ 航空機 その貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及び航空貨物輸送証の番号
第十八条第二項中「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

(特殊船舶等の不開港への入港手続)

第十八条の二 法第二十条の二第一項(特殊船舶等の不開港への出入)に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第二十条の二第一項の規定による報告(船舶に係るものに限る。)は、入港の二時間前までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその船舶が入港しようとする不開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

3 法第二十条の二第一項の規定による報告(航空機に係るものに限る。)は、入港の九十分前までに行わなければならない。ただし、直前の出発空港とその航空機が入港しようとする不開港との距離その他の事情を勘案して、その時までに行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

4 法第二十条の二第一項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 旅客に関する事項 乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

5 法第二十条の二第一項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 旅客に関する事項 搭乗している旅客の氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二 乗組員に関する事項 搭乗している乗組員の氏名、国籍、生年月日、性別及び旅券の番号

6 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国

籍、純トン数、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

7 法第二十条の二第三項に規定する政令で定める事項（航空機に係るものに限る。）は、航空機の登録記号、国籍、旅客及び乗組員の数、仕出港並びに入港の日時とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

（関稅定率法施行令の一部改正）

第二条 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第十号中「六一一五・一一号、六一一五・一二号又は六一一五・一九号」を「六一一五・一 号の一、六一一五・二二号、六一一五・二二号又は六一一五・二九号」に改める。

（関稅暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第一 二・三号」を「第一 二・九号の三」に改める。

第二十条第三項第二十二号中「物品」の下に「（ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、

ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）、「銅製のエキスパンデッドメタル並びに銅製のばねを除く。」を加え、同条第五項第三号及び第七項第三号中「第四二・五項」を「第四二五・号の二」に改める。

第二十五条第二項第二号中「第四六一・二二号の二」を「第四六一・二二号、第四六一・二二二号、第四六一・二九号の二」に改める。

第四十条第四号中「第三三・五号、第三三・六号」を「第三三・五号、第三三・四・九号の二」に、「第三三・四・一号の二」及び「第三三・四・二号の二」を「第三三・四・九号の二」を「第三三・四・一九号の二」及び「第三三・四・二九号の二」を「第三三・四・九九号の二」に改め、同条第十二号中「第一二・三三号、第一二・三九号の二及び二」を「第一二・三九号の二、二及び三」に改め、同条第二十五号中「貨物」の下に「（らくだ（ヒトコブラクダを含む。）の毛が付いている原皮を除く。）」を加え、同条第二十七号中「第四二・五項」を「第四二五・号の二」に改める。

別表第一第七号を次のように改める。

七 セルビア

別表第一第一一七号を次のように改める。

一一七 削除

別表第一第一四七号の次に次の一号を加える。

一四七の二 モンテネグロ

別表第一第一五四号を次のように改める。

一五四 削除

別表第一の二第三項を次のように改める。

三 関税率表第 五一・九一号の二に掲げる物品

関税率表第 五一・九九号の二に掲げる物品のうち

課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの

別表第一の二第五項を次のように改める。

五 関税率表第 七 六・九 号に掲げる物品のうち

ごぼう

関税率表第 七 九・五九号に掲げる物品のうち

まつたけ及びトリフ

関税率表第 七 九・九 号の二に掲げる物品のうち

アーティチョーク

関税率表第 七二三・二 号の二又は第 七二三・四 号の二に掲げる物品

別表第一の二第六項中「第 八二・九 号の二」を「第 八二・六 号」に改め、「第 八一・三 号」を削り、「及びごれんし」を「、ごれんし、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー」に改める。

別表第一の二第七項及び第八項を次のように改める。

| | |
|-----|--|
| 七 | 関税率表第 九 一・二二号、第 九 一・二三号又は第 九 一・九 号の二に掲げる物品 |
| 第九一 | ・九九号の二の(一)に掲げる物品のうち |

| | |
|----------|--|
| | <p>月けい樹の葉及びタイム以外のもの</p> |
| <p>八</p> | <p>関税率表第一二 八・九 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第一二一・九 号の四に掲げる物品のうち</p> <p>びやくだん及びびはとむぎ以外のもの</p> <p>第一二二・九九号の四に掲げる物品のうち</p> <p>あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁以外のもの</p> |

別表第一の二第二二項中「第二 五・九 号の二の(四)若しくは(五)のAの 若しくはBの」を「第二

五・九九号の二の(三)若しくは(四)のAの 若しくはBの」に、「第二 五・九 号の二の(二)」を「

第二 五・九九号の二の(一)」に改める。

別表第一の三第四項中「又は第四二・ 四項から第四二・ 六項まで」を「、第四二・ 五項又は第四

二・ 六項」に改める。

別表第一の三第六項を次のように改める。

| | |
|----------|---|
| <p>六</p> | <p>関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第四四 七・二九号の一又は第四四</p> |
|----------|---|

| | |
|----------|--|
| | <p>七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの</p> <p>関税率表第四四二・一 号の二の(一)、第四四二・九四号の一又は第四四二・九九号の一に掲げる物品</p> <p>関税率表第四四二・一 号の二の(二)、第四四二・九四号の二又は第四四二・九九号の二に掲げる物品のうち</p> <p>外面の単板が針葉樹のみから成るもので、すべての単板が熱帯産木材（関税率表第四四類の号注1のものに限る。）以外のもの</p> |
| <p>二</p> | <p>関税率表第三三 一・二四号、第三三 一・二五号の二若しくは三又は第三三 一・二九号の二若しくは四に掲げる物品</p> <p>関税率表第三三 一・二九号の五に掲げる物品のうち</p> <p>ジャスミンのもの</p> |

別表第一の四第二項を次のように改める。

別表第一の五第四項を次のように改める。

| | |
|---|--|
| 四 | 関税率表第 五一 号の二又は第 五一一・九一号の二に掲げる物品 関税率表第 五一一・九九号の二に掲げる物品のうち 課税価格が一キログラムにつき三、六 円未満のもの 関税率表第 五一一・九九号の三に掲げる物品 |
|---|--|

別表第一の五第六項中

| | |
|--|--|
| 関税率表第 七 九・一 号又は第 七 九・五二号に掲げる物品 関税率表第 七 九・五九号に掲げる物品のうち まつたけ | 関税率表第 七一一・二 号又は第 七一一・三 号に掲げる物品 まつたけ |
|--|--|

を

関税率表第 七 九・五九号に掲げる物品のうち

まつたけ及びトリフ

関税率表第 七 九・九 号の二に掲げる物品のうち

アーティチョーク

に改める。

関税率表第 七二一・二 号に掲げる物品

関税率表第 七二一・九 号の二の(二)に掲げる物品のうち

ケーパー

別表第一の五第七項中「第 八二・九 号の二若しくは三」を「第 八二・六 号、第 八二・

九 号の二」に改め、「、第 八一・三 号」を削り、「及びごれんし」を「、ごれんし、ブラックカ

ーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー」に改める。

別表第一の五第八項中「、第 九一・四 号の一、第 九一・五 号」を削り、「第 九一・九

九号の一」の下に「若しくは二の(一)」を加える。

別表第一の五第一一項中「関税率表第一二二・三 号又は第一二二・九九号の二若しくは四」を「

関税率表第一二二・九九号の二又は四」に改める。

別表第一の五第二四項中「第一五・二 号」の下に「、第一五・七・九 号の一の(一)若しくは二の

(一)」を加える。

別表第一の五第一九項中「第二 五・九 号の二の(二)」を「第二 五・九九号の二の(一)」に、「第

二 五・九 号の二の(四)若しくは(五)のAの 若しくはBの」を「第二 五・九九号の二の(三)若しくは(四)のAの 若しくはBの」に改める。

別表第二第七号中「、第六五・ 三項」を削る。

別表第二第八号中「第九五・ 一項から第九五・ 三項まで」を「第九五・ 三項」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正)

第四条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十五条第一項」を「第十五条第三項」に、「添附」を「添付」に改める。

(関税割当制度に関する政令の一部改正)

第五条 関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五百五十三号)の一部を次のように改正する。
別表暫定法別表第一の番号の欄中「六四〇三・三〇」を削る。

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第八号、」を削る。

別表第四号中「(外国貿易船の入港の手続)」を「(外国貿易船の入港前の報告)」に、「入港届、積荷目録、船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表の提出」を「外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告」に改め、同表第五号中「(外国貿易船の入港の手続)」を「(外国貿易船の入港時の書面の提出)」に、「入港届及び積荷目録の提出」を「外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出」に改め、同表第六号から第八号までを次のように改める。

| | |
|---|--|
| 六 | 関税法第十五条第三項(外国貿易船の入港の手続)の規定による入港届及び船用品目録の提出 |
| 七 | 関税法第十五条第七項(外国貿易船の入港前の報告)の規定による外国貿易船の登録 |

| | |
|---|---|
| 八 | <p>記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告</p> <p>関税法第十五条第八項（外国貿易機の入港時の書面の提出）の規定による外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出</p> |
|---|---|

別表第八号の次に次の四号を加える。

| | |
|-----|--|
| 八の二 | <p>関税法第十五条第九項（外国貿易機の入港の手續）の規定による入港届の提出</p> |
| 八の三 | <p>関税法第十五条の二第一項（特殊船舶等の入港前の報告）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項の報告</p> |
| 八の四 | <p>関税法第十五条の二第二項（特殊船舶等の入港時の書面の提出）の規定による特殊船舶等の名称又は登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出</p> |
| 八の五 | <p>関税法第十五条の二第三項（特殊船舶等の入港届）の規定による入港届の提出</p> |

別表第一 号の二中「」の規定による入港届の提出」を「の場合における入港前の報告」の規定に基づき行われる同法第十五条第一項の規定による乗組員に関する事項の報告」に改め、同号の次に次の一号を

加える。

一〇の三
関税法第十八条第一項ただし書（外国貿易船の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出

別表第一一号を次のように改める。

一
関税法第十八条第二項（外国貿易船の入出港の簡易手続）の規定による入港届の提出

別表第一一号の次に次の十三号を加える。

一一の二
関税法第十八条第二項（外国貿易船の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条第一項に規定する外国貿易船の名称及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出

一一の三
関税法第十八条第三項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条第七項の規定による乗組員に関する事項の報告

一一の四 関税法第十八条第三項ただし書（外国貿易機の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条第八項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出

一一の五 関税法第十八条第四項（外国貿易機の入出港の簡易手続）の規定による届出

一一の六 関税法第十八条第四項（外国貿易機の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条第七項に規定する外国貿易機の登録記号及び国籍並びに積荷、旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出

一一の七 関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第一項の規定による乗組員に関する事項の報告

一一の八 関税法第十八条の二第一項ただし書（特殊船舶の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出

| | |
|-------|---|
| 一一の九 | 関税法第十八条の二第二項（特殊船舶の入出港の簡易手続）の規定による入港届の提出 |
| 一一の一〇 | 関税法第十八条の二第二項（特殊船舶の入出港の簡易手続に該当しないこととなる場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の二第一項に規定する特殊船舶の名称及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出 |
| 一一の一 | 関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港前の報告）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第一項の規定による乗組員に関する事項の報告 |
| 一一の二 | 関税法第十八条の二第三項ただし書（特殊航空機の入出港の簡易手続の場合における入港時の書面の提出）の規定に基づき行われる同法第十五条の二第二項の規定による乗組員に関する事項を記載した書面の提出 |
| 一一の一三 | 関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続）の規定による届出 |
| 一一の一四 | 関税法第十八条の二第四項（特殊航空機の入出港の簡易手続に該当しないこととなる |

場合の書面の提出）の規定による同法第十五条の二第一項に規定する特殊航空機の登録記号及び国籍並びに旅客及び乗組員に関する事項を記載した書面の提出

（経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五項中「、第六四 三・三 号の一及び二の二」を削る。

（玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部改正）

第八条 玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令（平成十七年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第四号を次のように改める。

| | | |
|---|--|-----|
| 四 | 関税率表第七二二六・九九号の一に掲げる貨物のうち 亜鉛をめつきしたものの以外のもの | 一五% |
|---|--|-----|

別表第六号中「第八四四三・三〇号」を「第八四四三・一六号」に改める。

（ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部改正）

第九条 ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平成十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第八五四二・二二号」を「第八五四二・三二号」に改め、「集積回路」の下に「（デジタル式のモノリシック集積回路に限る。）」を加える。

附 則

この政令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第一条中関税法施行令第十六条の二第一項第一号の改正規定は公布の日から、第一条（同号の改正規定を除く。）、第四条及び第六条の規定は平成十九年二月一日から施行する。